

3 新たな課題への対応

(1) 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

平成 24 年 8 月、子ども・子育て関連三法の制定により、子ども・子育て支援新制度が創設され、平成 27 年 4 月から本格施行されました。

この制度は、待機児童の発生や、子育てに関する不安、孤独感など、子どもや子育てをめぐる様々な課題を解決し、一人ひとりの子どもが健やかに育つことができる社会を目指して創設されました。

新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るとしており、具体的には、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型教育・保育給付」及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた「地域子ども・子育て支援事業」の充実、などが挙げられます。

■子ども・子育て支援新制度の仕組み



また、新制度の実施にあたっては、実施主体である市町村が地域のニーズを踏まえながら「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、必要となる施設整備や子育て支援事業などを計画的に進めるとしています。

一方、国及び都道府県は、市町村に対し給付費を負担するなど、市町村を重層的に支援する役割があります。

財源については、子育てを社会全体で支えるという考えから、消費増税分を活用するとしていますが、支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要です。

国は、消費税率の引き上げにより確保する7,000億円以外の3,000億円超について、速やかに確保の道を示すこととしています。

本県では昨年度、新制度の本格施行を前に、全市町村を対象にヒアリングを実施し、住民ニーズを的確に反映した市町村計画となるよう助言に努めるとともに、市町村に必要な情報提供を適宜行い、市町村を支援しました。

また、県の少子化対策の基本計画である「あいち はぐみんプラン 2015-2019」の策定に合わせ、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を一体的に策定し、県内の保育の量の拡大や質の確保はもとより、多様な保育サービスの充実についても位置付け、ライフステージに応じた「すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援」ができるよう取り組んでいくこととしました。

あいち健康福祉ビジョンでは、「子どもと子育てにあたたかい社会」を目指し、保育所等の運営費や整備費の助成をはじめ、様々な保育サービスや放課後対策の拡充に取り組んできました。

新制度がスタートした今後は、市町村計画に位置付けられた給付・事業が、各市町村において着実に推進されていくことが特に重要となります。また、新制度で認定こども園に配置が義務づけられた保育教諭の人材育成なども必要です。

そこで、スタートしたばかりの新制度が円滑に実施され、すべての子ども・子育て家庭が必要な支援を受けられるよう、本県においては次のとおり取組を進めていきます。



<子ども・子育て支援新制度シンボルマーク>

取組の方向性

① 幼児期の教育・保育の量の拡充や質の向上の推進

- 地域の実情に応じて、幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つ「認定こども園」の制度が活用されるなど、教育・保育が総合的に提供されるよう、市町村等を支援します。

また、私立保育所、私立認定こども園、私立幼稚園の運営に必要な給付費の負担を行い、市町村が行う教育・保育の量の拡充のための支援を行います。

- 給付費の加算対象（3歳児の職員配置を20:1から15:1に改善、栄養士等による食育推進、障害児の受け入れ、第三者評価受審など）に対する負担を行い、市町村が行う職員配置の改善や処遇改善などの教育・保育の質の向上のための支援を行います。

② 地域の状況に合わせた多様な保育の場の確保による待機児童の解消及び保育の量の確保

- 市町村認可事業である少人数の子どもを預かる保育（小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育、居宅訪問型保育）への地域型保育給付費の負担を行い、待機児童の多い0～2歳児を対象とする保育の場を増やし、市町村への支援を充実します。

- 市町村計画に基づき待機児童の解消が進むよう、平成27年7月頃から進捗状況調査や個別ヒアリングを実施するなど、市町村を支援していきます。

- 新制度で公費負担が充実された事業所内保育について、事業所内保育に関する実態調査を平成27年度に実施し、事業主に新制度の活用を働きかけるなど設置を促進します。

③ 全ての子育て家庭に対する地域の子育て支援の一層の充実

- 市町村が地域の状況やニーズを把握し、様々な支援メニューの中から計画的に整備していく「地域子ども・子育て支援事業」について、県は制度面・財政面から支援します。

- 具体的には、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」などの利用者支援事業や、子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点（子育て支援センター）」など地域のニーズに応じた様々な子育て支援施策の充実を図ります。
- 放課後児童クラブについては、いわゆる共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、計画的な整備等を進め、放課後児童クラブの待機児童の解消を目指します。
- 病児・病後児保育については、本県独自の事業としてファミリー・サポート・センターを活用した医療機関連携型の病児・病後児保育促進モデル事業を始め、市町村に推進を働きかけます。

ファミリー・サポート・センターを活用した医療機関連携型の病児・病後児保育施設【おひさま】（瀬戸市：公立陶生病院敷地内）



④ 新制度関連事業の円滑な推進を図るための市町村支援及び人材育成等

- 算定・支払が複雑になった施設型給付費等の支給に関し、施設等の運営に支障を来さないよう、実施主体である市町村向けの説明会を実施する他、②でも記載したとおり、本年7月頃から各市町村に対し進捗状況調査や個別ヒアリングを実施するなど、適宜市町村を指導・支援します。

<市町村向け説明会の実施状況>

日 時：平成27年5月28日（木）、29日（金） 10時から17時まで
 場 所：愛知県庁
 内 容：給付費等の支払方法について説明・周知
 配布資料：県作成による加算認定マニュアル等の配付

- 認定こども園に配置が義務づけられた保育教諭の研修については、幼児教育と保育双方のノウハウが必要であることから、教育委員会や県民生活部と合同で検討会議を立ち上げ、保育教諭研修の実施主体や研修内容等のあり方の検討を行います。なお、平成 27 年度においては県民生活部及び教育委員会が実施する幼稚園教諭の研修を活用して実施します。

- 人材不足が見込まれる保育士の確保策として、保育士・保育所支援センターでの就職相談等を行い、保育士の資格を持ちながら保育所等で就労していないいわゆる「潜在保育士」の再就職支援を進めるほか、保育士養成施設の学生を対象にした保育士確保の取組を愛知労働局と共同で行うとともに、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付等保育士の人材確保対策を推進します。